

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ コンビニエンスストアの帳簿と消費税

Q : 私は、フランチャイズ契約でコンビニエンスストアを始めました。

ところで、消費税の仕入税額控除の適用には帳簿保存が要件とされているようですが、本部から送られてくる帳簿でもよいのですか。

A : 一定の記載があるものを通常の「帳簿」といえる程度に整理しておけばよいでしょう。

【解説】

コンビニエンスストアでは、POSシステムによる商品管理を行っているケースがほとんどです。POSシステムでは、仕入れや売上げに関する帳簿については、各店舗のPOSレジで入力されたデータに基づいて、本部のコンピュータが作成及び編集する仕組みとなっていて、本部が出力したデータは後日、各フランチャイズ店に送付されます。

ところで、消費税の仕入税額控除は帳簿保存が要件の一つです。ご質問の書類は、各フランチャイズ店がPOSレジから入力したデータに基づき、本部のコンピュータで作成・編集されるものでしょうから、本部が各フランチャイズ店の記帳代行を行っているものともいえ、各フランチャイズ店が会計帳簿を作成しているのと実質的に異なりません。

したがって、その書類のうち、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係る資産又は役務の内容、④課税仕入れに係る支払対価の額が記載されたものを、通常の帳簿といえる程度に整理・集計を行った上綴じ合わせて保存しておけばよいでしょう。

